

小松神社について

主祭神：平重盛(たいらのしげもり)

創建：北条氏の時代

住所：佐賀市蓮池町小松

神主：不在

交通：佐賀市営バス 蓮池・橋津線 小松バス停【県道佐賀大川線沿い】より徒歩6分(約470m)

【由緒】

小松神社には、平清盛(たいらのしげもりの嫡男であり、平家の中でも特に人徳の高かった小松内大臣(こまつ・ないだいじん)・平重盛(たいらのしげもり)公を、小松大明神として祀られています。壇ノ浦の戦いで平家一門は海底に沈みましたが、平重盛を祖とする小松十兵衛一族136名はその場を落ち、平家の所領(当時北部九州における平家の勢力【大宰府・神崎荘・江上氏・原田氏等】は絶大であり、北部九州の諸豪族は殆ど平家の一族から恩恵を受けた家臣ばかりであった。)である九州に向かって敗走しました。九州の海岸づたいを南下し、山々をさまよひ、筑後川沿いを下り、今の蓮池町小松(蒲田郷の西部)にたどり着き土着しました。落人たちは蒲田郷の温情に援けられ城山を開墾し、食作物をつくり郷民とも融和し、ある年月が過ぎた頃には、重盛公の孫たちも成長し一族も600余名になった伝えられています。源氏が滅んだ後、北条氏の世に、土着していた落人たちは、人徳の高かった重盛公を慕い、たどり着いた小松の中地江の曲がりの地(蒲田郷の西部)に小さな祠(ほこら)を建立し、重盛公を小松大明神として祀り、心のよりどころにしたのが小松神社の起源です。また後には、当時は神仏習合の時代であったため、小松神社は小松大明神・平重盛公を祭神に祀りながらも、薬師如来尊が合祀(ごうひ)され、薬師堂が併設されていました。薬師如来は、病気を治してくれる仏様のことで、[お薬師さん]とも呼ばれています。薬師尊の左手に持った薬壺(やくこ)の中には万病に効く薬が入っていて、いくら使っても減らないといわれており、当時から全国で信仰されていました。

それから歴史は流れ、当敷地付近は、蓮池藩東北の守りとして、武家屋敷が軒を連ねるようになります。樋管(水入口中地江)の南部(現在は田)には、社地1反(たん)5畝(せ)余りを有する藩主鍋島公の守護の神・祇園社があり、この社地は、藩政の末期ごろは蓮池藩物納庫敷地とせられ(以前はこの地を御倉の浜と呼ばれていました)、祇園社は小松神社・社殿の西側に移転されました。その頃、小松神社は現在の門前に田を7町歩(ちやうぶ)も社地にして、境内(神社の敷地)は当時1反(たん)5畝(せ)を有し、楠・松・杉の大樹を交え、鬱蒼(うっそう)と繁茂(はんも)し、東南部は城山に続き、屋なお暗しとまで言われ、静寂な森の境内であった様です。

しかし、明治3年藩令により、小松神社は出雲神社(町内の蒲田津)に寄宮(きぐう・よせみや：合祀の意【神社の祭神を別の神社で合わせて祭ること】)となり、社地・社殿全て売却処分されました。明治7年寄宮令が解除になり、それにともない、帰宮(きぐう・かえりみや：元の神社に祭神を帰すこと)の議が起り、社地選定は御公事(くじ：公の機関で行なわれる政務)をもって定められ、元の社地となります。明治20年に社殿(神体をお祭りする建物・本殿と同じ)を新築し、17年間の寄宮も、これによって帰宮の運びとなりました。

但し、明治44年、再び県令により寄宮にされます。祭神である重盛公への想いを耐え忍び、平家の形見である小松浮立を奉納して、ご神体は出雲神社(町内の蒲田津)へ御送神されました。そして、拝殿・薬師堂は売却処分され、薬師尊は当区の地蔵尊堂(お地蔵さん)に合祀されました。ついに社地は、神殿並びに石の門のみとなります。

その後十余年の歳月が流れ、再び帰宮の議が起り、昭和5年に【樋の口(ひのくち)】を取り付け、帰宮の運びとなりました。この間19年の歳月を要しました。小松神社も他の寺社仏閣に等しく、明治新政府により出された【神仏分離令】や【大教宣布】、【神社合祀令】などの時代の流れの影響を受けることになりましたが、昭和5年、幣殿(へいでん・神前にお供えをするための建物)を造り、昭和27年、拝殿(はいでん・礼拝が行われる建物)を新築し現在に至っています。

【樋の口(ひのくち)を取り付け】：事の流れの中で、ある人又は団体が窓口となり関係機関と交渉した結果の意

【樋の口(ひのくち)】：湧き水が「樋」(水路)を使って流れ込む「入り口」にある水門のこと

【神仏分離令】：明治新政府は、列強諸国と対応するための近代国家建設を早急に進めなくてはなりません。

欧米の近代国家の基本法(国家統治の基本たる憲法)の基本に、キリスト教の神(God・ゴッド)による承認がありました。

新政府は欧米の国民がキリスト教であるように、日本国民を神道の信徒にし、天皇は日本創造神の子孫として神格化して、国を治めようとした。

また当時は多神教を信仰する国は外国から下等国扱いされる風潮があったことも原因に挙げられます。

神仏習合の慣習を禁止し、神道と仏教、神と仏、神社と寺院とを区別させるために、慶応4年3月13日(1868年4月5日)から明治元年10月18日

(1868年12月1日)までに出された太政官布告、神祇官事務局達(たっし)、太政官達(たっし)などの一連の通達を総称して言われています。

【大教宣布】：明治3年1月3日(1870年2月3日)、天皇に神格を与え、神道を国教と定めて、日本を祭政一致の国家とする国家方針を示した詔書。

【神社合祀令】：明治39年12月(1906年)、神社を[1町村1社を原則に統廃合を行なう]とする神社整理事業が布告されました。

同年以来、内務省は、数年間かけて神社の整理事業を行ないました。1913年頃にほぼ完了し、神社数は19万社から12万社に減少しました。